

「(仮称) 第2次宇都宮市安全で安心な
まちづくり推進計画」
提 言 書

(案)

平成22年3月 日
(仮称)第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり
推進計画策定懇談会

1 提言に当たって

(仮称) 第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画策定懇談会（以下「当懇談会」という。）は、宇都宮市（以下「市」という。）が「（仮称）第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するにあたり、多様な見地から提言するものである。

なお、本提言については、当懇談会において、平成21年7月31日の第1回会議以降、5回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところである。

近年の犯罪情勢においては、刑法犯認知件数が過去最多であった平成15年から減少傾向にあるほか、市民の体感治安についても、一定の改善が図られている状況にある。

しかしながら、市民の身近なところで発生する犯罪は依然として多く、宇都宮市の犯罪発生は、他の類似都市との比較では高い水準にある。また、近年では、社会を震撼させる凶悪事件や、振り込め詐欺のような新たな手口による犯罪の発生のほか、犯罪被害者等に対する支援の機運が高まるなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりを取り巻く状況も変化している。

市では、平成17年に策定した現行の「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」（以下「第1次計画」という。）に基づき、各種の取組を推進してきたところであり、刑法犯認知件数の減少などに成果があったものといえるが、こうした状況に的確に対応し、市民が安全で安心に暮らすことができる社会の実現に向けた取組をさらに推進していくことが必要である。

当懇談会は、このような認識のもとで提言をまとめたところである。

市においては、新たな第2次計画を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、第2次計画に盛り込まれる施策を市民、関係機関との連携によって推進することにより、「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」の目的である「現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現」に向けて、着実に歩みを進められることを期待する。

2 計画について

(1) 市民一人ひとりの防犯力の向上のために

① きめ細かな広報・啓発及び情報提供について

犯罪のない安全で安心なまちづくりにおいては、市民一人ひとりが自ら高い意識を持って防犯対策を講じていくことが肝要であり、平成21年度の市民アンケート調査においても、一人ひとりの防犯意識を高めることの重要性が読み取れる。

近年では、不審者情報の携帯電話へのメール配信や、市民に身近な犯罪発生状況など、防犯に関する多様な情報が市、警察などから発信されており、市民が必要とする情報を入手できる環境づくりは着実に進んできているといえる。

しかしながら、振り込め詐欺において高齢者が被害に遭う事例が多いことに代表されるように、広報・啓発や情報が行き届きにくい市民、真に情報を必要とする市民への対応が求められてきているといえる。また、情報が多様化する中では、受け手側に配慮した効果的な広報・啓発や情報提供が重要である。

このようなことから、市民に対する広報・啓発及び情報提供においては、これまでの取組に加え、今後、情報の受け手側の世代や特性に合わせた広報・啓発や、犯罪発生情報の地域への迅速な提供など、よりきめ細かく実施していくことが必要である。

② 犯罪者を生まない取組について

犯罪のない安全で安心なまちづくりにおいては、被害の対象となる者(物)の防犯力の向上に加え、犯罪者を生み出さない取組も重要である。

市においては、青少年の健全育成や学校における道徳教育に関する各種の取組が行われているところであるが、これらの取組を第2次計画にも位置づけることにより、連携した取組を推進していくことが必要である。

(2) 犯罪に強い地域社会の構築のために

① 自主防犯活動団体について

市の刑法犯認知件数が平成15年に過去最高を記録したことや、平成17年に日光市（旧今市市）で女児誘拐殺害事件が発生したことなどを端緒に、地域住民による多くの自主防犯活動団体が結成され、地域における防犯活動の活性化が図られた。その後、刑法犯認知件数が減少傾向に転じたことや、市民の犯罪不安感の改善が図られたこと、さらには、地域住民による自主的な防犯活動が多くの市民に認知されていることから、自主的な防犯活動が犯罪の未然防止はもとより、市民の不安感の軽減にも大きな効果があるものと認められる。

しかしながら、現在では、活動のマンネリ化や次の世代への引継ぎが円滑に進まない等の問題により、活動の衰退が懸念される状況にあり、活動の継続性の確保が課題となっているのが現状である。

市では、各自主防犯活動団体の取組を尊重しつつ、団体間の「横のつながり」を形成し、活動の連携を促進することで、活動が効果的で継続的なものとするために、平成19年度から「地域防犯ネットワーク」の構築に取り組んでいるところであるが、地域の自主的な防犯活動の重要性を踏まえ、活動の継続性を確保するために以下のような取組を推進すべきであると考える。

- ・より効果的で効率的な活動となるように自主防犯活動を行う団体等の連携を支援すること。
- ・活動の担い手の確保や活動の活性化を支援すること。
- ・先進的な取組や成功している事例を地域に紹介すること。

また、「見せる抑止力」としての高い効果が期待できる青色防犯パトロールの実施促進や、市と地域が双方面に情報を交換できるような仕組みづくりについても、今後取り組まれたい。

② 子どもの安全確保について

犯罪に対する抵抗力・防御力に乏しい子どもの安全確保は、地域社会全体の責務である。近年では、登下校時に加え、核家族化の進展や夫婦共働き世帯の増加により、放課後等における子どもの安全確保が課題となっている。

自主防犯活動団体は、過去数十年に渡って行われてきたものに加え、平成17年に発生した女児誘拐殺害事件を端緒として結成されたものも数多く存在し、現在では、多くの団体、PTA、学校が登下校時の児童の付き添いや立哨などの「子どもの見守り活動」を行っている。

今後、これらの取組が継続され、さらなる発展を遂げていくようになると、活動者の「世代交代」等の諸課題に的確に対応していくことが重要である。

このようなことから、活動に携わる地域のボランティア、PTA、学校が課題や情報を共有し、一体となった取組が推進されるよう、連携を促進していく必要がある。

また、活動を担う大人の「やりがい」や子どもの「感謝の心」を育むことでより良い地域社会のコミュニティを形成するという観点から、活動を担う大人と地域の子どもとの交流を促進することも必要である。

③ 地域社会全体が連携した取組の推進について

犯罪のない安全で安心なまちづくりに対する社会全体の意識の高まりにより、地域住民、事業者、学校、警察、行政の各主体が多様な取組を展開しているが、取組の目的は「犯罪の未然防止」で共通しており、取組内容も類似している点が多い。

市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、各主体が取組の充実・強化を図っていくことに加えて、地域社会全体が連携していくことが、相乗効果を生み、犯罪に強い地域社会の構築に効果的であると考える。

このようなことから、地域の中で各主体が一日を通して防犯活動を行うような事業の実施などにより、全市的な連携を促進する取組が必要である。

④ 犯罪被害者等への支援について

近年の多様な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等に対する社会の理解は不足しており、その支援も不十分な状態にあったことなどから、犯罪被害者等基本法が平成17年4月から施行されたほか、栃木県内においても民間の支援団体である社団法人被害者支援センターとちぎが設立されるなど、犯罪被害者等の支援に関する機運が高まってきている。

また、同法には、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、市においても、同規定の趣旨を踏まえた対応が求められているといえる。

犯罪被害者等への支援においては、犯罪被害者等に対する直接的な支援のみならず、犯罪被害者等の置かれた困難な状況等に対する市民の正しい理解と暖かい配慮が不可欠である。このような市民理解は、社会全体を通して未だ十分ではない状況にあることから、まずは、犯罪被害者等の支援に係る広報・啓発に犯罪被害者等の「生の声」を反映させるなどし、市民理解のさらなる増進を図っていくことが必要である。

(3) 防犯性の高い生活環境整備の推進のために

① 地域における取組について

犯罪を起こしにくい環境づくりの観点からは、個人の住宅や地域の公共空間において、物理的に犯罪を起こしにくい状態にしていくことが必要であり、特に、夜間の明るさの確保や地域の防犯上の問題箇所の物理的な改善については、市民ニーズも高い状況にある。

地域でこれを推進していくに当たっては、土地や建物の所有が個人であるか否かに関わらず、地域で一定の共通認識のもとで一体的に取り組んでいくことが重要である。

このようなことから、地域において防犯性の高い生活環境を整備するためには、地域特性を理解する地域住民が取り組む環境点検活動の実施や防犯灯の設置について、これらのさらなる促進が必要である。

また、個人の住宅等における防犯性の向上については、個人が実践すべきものもあることから、個人の意識高揚を併せて行っていく必要がある。

② 市の取組について

犯罪の発生場所及び市民が犯罪被害の不安を感じる場所としては、駐車場・駐輪場、住宅、道路等が上位を占めているが、これらは市が所有・管理するものが含まれているほか、平成21年度の市民アンケート調査から、防犯のハード面での取り組みが求められていることが読み取れる。

市が管理する公共空間や施設における防犯性の向上においては、第1次計画においても一定の取組がなされてきたところであるが、今後は、「見通し」や「明るさ」の確保などについて、より施策に具体性を持たせていくことが必要である。

また、市が管理する公共空間や施設は、多種多様で広範囲に及ぶことから、費用面を考慮し、優先的に対策を講じるべき場所を把握した上で、順次取り組んでいくことが重要である。

3 計画の推進について

犯罪のない安全で安心なまちづくりにおいては、地域住民、警察、行政の主体的な取組はもとより、各主体が連携して地域社会全体を「犯罪の起きにくい」状態にしていくことが必要不可欠である。

第2次計画の推進に当たっては、特に、市民に対する情報提供や防犯パトロール等の防犯活動の実施において、連携や役割分担を考慮した効果的で効率的な施策の推進が重要である。

このようなことから、施策の推進における連携のみならず、地域住民、警察、学校、事業者、行政等の各主体の意見や情報が相互に共有されるような全市的な連携を強化する必要がある。

【懇談会委員名簿】

No.	氏名	区分	所属
1	◎ 古池 弘隆	学識経験者 (1号委員)	宇都宮共和大学 教授
2	下地 博子	学識経験者 (1号委員)	栃木県弁護士会 弁護士
3	江連 晴夫	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市民生委員児童委員協議会 会長
4	鎌田 耕介	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市小学校長会 (清原中央小学校長)
5	亀山 弘美	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市 P T A 連合会 副会長
6	倉益 章	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市青少年育成市民会議 理事
7	○ 清水 映夫	関係機関等 (2号委員)	宇都宮防犯協会 副会長
8	田村 哲男	関係機関等 (2号委員)	栃木県建築士会宇都宮支部 副支部長
9	中村 哲也	関係機関等 (2号委員)	栃木県警察本部生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策官
10	野澤 正明	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市老人クラブ連合会 会長
11	花田 静子	関係機関等 (2号委員)	宇都宮商工会議所女性部 副会長
12	増子 房子	関係機関等 (2号委員)	栃木県消費生活リーダー連絡協議会 宇都宮支部 副支部長
13	麦倉 仁巳	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市障害者福祉会連合会 会長
14	森崎 常正	関係機関等 (2号委員)	宇都宮市自治会連合会 副会長
15	和氣 みち子	関係機関等 (2号委員)	被害者支援センターとちぎ 事務局長
16	野本 拓也	公募委員 (3号委員)	一般公募
17	山田 義治	公募委員 (3号委員)	一般公募

◎：会長 ○：副会長

(区分ごとの50音順)

【懇談会の開催概要】

◆ 第1回懇談会

- ・ 日 時 平成21年7月31日（金）13時15分～15時30分
- ・ 場 所 宇都宮市役所 14C会議室
- ・ 内 容 安全で安心なまちづくりに係る現状等について

◆ 第2回懇談会

- ・ 日 時 平成21年8月28日（金）13時55分～16時
- ・ 場 所 宇都宮市教育センター コミュニティホール
- ・ 内 容 安全で安心なまちづくりに係る現状等について（補足）
安全で安心なまちづくりにおける課題について

◆ 第3回懇談会

- ・ 日 時 平成21年10月29日（木）14時～16時
- ・ 場 所 宇都宮市役所 第2委員会室
- ・ 内 容 計画の体系及び今後取り組むべき事項について

◆ 第4回懇談会

- ・ 日 時 平成21年11月26日（木）10時～12時
- ・ 場 所 宇都宮市役所 14A会議室
- ・ 内 容 計画の成果指標及び重点施策の設定について
計画素案について

◆ 第5回懇談会

- ・ 日 時 平成22年2月25日（木）10時30分～
- ・ 場 所 宇都宮市役所 14大会議室
- ・ 内 容 提言書について